

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

2020年5月

2020年 7月 6日改訂	2020年11月12日改訂
2020年12月14日改訂	2021年 1月 6日改訂
2021年 4月 2日改訂	2021年 4月28日改訂
2021年11月 5日改訂	2022年 2月 7日改訂
2022年 4月 4日改訂	2022年 6月 1日改訂
2022年 7月22日改訂	2022年 7月29日改訂
2022年 9月 7日改訂	2022年11月25日改訂
2022年12月19日改訂	2023年 2月 9日改訂
2023年 4月 1日改訂	

国立大学法人埼玉大学

目 次

1. 本マニュアルの位置づけ	3
2. 新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針	3
2-2. オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応	5
3. 学生	
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合	7
(1) 発症	7
(2) 発症2日目・3日目	12
(3) 発症4日目以降	15
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合	18
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を 確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合	20
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合	22
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合	25
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑い のある者と濃厚に接触した可能性がある場合	25
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として 特定された場合	25
4. 教職員	
・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合	26
(1) 発症	27
(2) 発症2日目・3日目	32
(3) 発症4日目以降	35
・新型コロナウイルス感染症と診断された場合	37
・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を 確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合	40

・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合	4 2
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合	4 4
・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合	4 5
・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合	4 5
・中学校就学の始期に達するまでの子等が通う小学校等が臨時休業となった場合、又はその子が新型コロナウイルス感染症に感染した場合若しくは濃厚接触者に特定された場合	4 5
5. 入構（学生）	4 7
6. 授業（学生・教員）	4 8
7. 研究（学生）	4 9
8. 課外活動（学生）	5 0
9. 研究（教員・研究員等）	5 1
1 0. 国内出張（教職員）	5 2
1 1. 海外渡航・派遣（教職員、学生）	5 3
1 2. 会議・式典	5 4
1 3. 事務職員・技術職員	5 5
1 4. 附属学校園	5 6
1 5. 学外者	5 7
1 6. 個人情報保護について	5 8
1 7. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について	5 8

1. 本マニュアルの位置づけ

国立大学法人埼玉大学の役員、教職員、学生、園児、児童、生徒、他機関から来校中の研究者及び本学施設で業務に従事している者（以下「構成員」という。）が、自ら感染しない、他人に感染させないために取るべき行動をリスクレベルに応じて示すとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は罹患したと疑われる場合の対応については、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定めるもののほか、本マニュアルによるものとする。

なお、本マニュアルに定めのない事項については、随時対策を決定するものとする。

また、本マニュアルは、新型コロナウイルス感染症の首都圏における感染等の状況等によっては、対応を随時見直し、改訂するものとする。

2. 新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

- ・新型コロナウイルスが発生、拡大、蔓延、爆発するリスクレベルに対する本学の対応方針は次頁のとおりとする。
- ・リスクレベルに対応する判定の内容は目安であり、その他の状況を勘案し、総合的に判断して該当するレベルを決定することとする。
- ・新型コロナウイルスの感染状況に基づき判定の目安が移行し、リスクレベルが上位から下位へ下がる場合であっても、社会における新型コロナウイルスへの対応状況に鑑み、上位のレベルの対応を維持することがある。

新型コロナウイルス感染症に対する埼玉大学の対応方針

リスクレベル	判定の目安	学 生				教員・研究員等		教職員・学生		会議・式典	事務職員 技術職員	附属学校園	学外者
		入 構	授 業	研 究	課外活動	研 究	国内出張	判定の目安	海外渡航・派遣				
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり	・通常どおり
レベル1	1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「十分注意してください」	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり	・感染防止に留意の上、通常どおり
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している(拡大する恐れのある)状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策を徹底した上で入構	・基本的な感染防止対策を原原則とする ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・学内外での活動は制限することがある	・学内外における課外活動は禁止 ただし、統合キャリアセンター・SUゼミ・ターム長が特に認めた場合は許可する	・原則中止 ただし、卒業予定者、修了予定者が実験等を行う場合は研究に使用する生物の維持・管理補助を行う場合等、指導教員が必要と認める場合は許可する	・原則中止 ただし、担当教員が可成りの継続が必要と判断する場合は、対面授業を継続する ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「不要不急の渡航はやめてください」	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・開催方法は、議長・主催者の判断による	・基本的な感染防止対策を徹底した上で実施 ・開催方法は、議長・主催者の判断による	・状況により一部で時差登校、授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を実施	・状況により時差登校、授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を実施 ・教職員の時差出勤を推奨 ・職員は可能な限り在宅勤務	・郵便・宅配業者等及び工事業者等、本学が必要と認められる以外入構禁止
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則入構禁止 ただし、研究活動が許可された者、利用する者及び教職員からの呼び出しによる場合は入構を許可する	・原則、遠隔授業とする ただし、担当教員が可成りの継続が必要と判断する場合は、対面授業を継続する ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定	・学内外における課外活動は禁止 ただし、統合キャリアセンター・SUゼミ・ターム長が特に認めた場合は許可する	・現在進行中の実験、研究の継続に必要最小限の関係者のみ立ち入り許可する ・シンポジウム、セミナー、学卒の開催、参加は中止する	・原則禁止 ただし、必要がある場合は、所属する部長の判断により認める	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「渡航はやめてください」(渡航中止勧告)	・レベル2に同じ	・大規模な式典、会議は中止又は延期する ・会議は、可能な限りオンライン会議とする ・上記によりがたい場合は、所属する部長の判断により認める	・大規模な式典、会議は中止又は延期する ・会議は、可能な限りオンライン会議とする ・上記によりがたい場合は、所属する部長の判断により認める	・状況により時差登校、授業短縮等を実施 ・部活動は、文科省が定めたマニュアル、通知を参考に活動を実施 ・教職員の時差出勤を推奨 ・職員は可能な限り在宅勤務	・郵便・宅配業者等及び工事業者等、本学が必要と認められる以外入構禁止	
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・入構禁止	・すべての授業を遠隔授業とする	・学内外における課外活動は禁止	・原則、実験禁止 ただし、研究資源の維持のための必要最小限の入室は許可(生物の維持・管理、研究活動を維持する上での各種安全確保対策等)	・禁止	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく「退避してください」(退避勧告)	・渡航禁止	・式典は中止 ・会議はオンラインのみ	・可能な限り在宅勤務	・必要な期間臨時休校・休園 ・構成員の一部又は全構成員一定期間在宅勤務	・入構禁止	
レベル5	学内における感染拡大の状況、感染経路の明確化、感染経路の断絶、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ	・レベル4に同じ

2-2. オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた対応

○オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきたことから、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が発出されました。これを受け、本学における新型コロナウイルス対応については、本マニュアルに示す他、特に、オミクロン株が主流である間の対応については、次のとおりとします。

【学生・教職員】

- ・学内において感染者と接触があったことのみを理由として、登校・出勤を含む外出を制限することはしません。この場合において、接触のあった最後の日から7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態を確認してください。また、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けてください。なお、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- ・学内において感染者と接触があった人のうち感染対策を行わずに飲食を共にした場合は、接触のあった最後の日から5日間（6日目解除）自宅待機をしてください。ただし、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性を確認した場合は3日目から待機期間を解除します。なお、この場合でも、7日間が経過するまでは、検温など当該濃厚接触者自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の感染対策をお願いします。
- ・飲食、入浴、就寝等を共にする同居者が感染した場合、当該感染者と濃厚接触した者は、保健所から濃厚接触者に特定されたか否かにかかわらず、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）自宅待機をしてください。ただし、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性を確認した場合は3日目から待機期間を解除します。なお、この場合でも、7日間が経過するまでは、検温など当該濃厚接触者自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける等の感染対策をお願いします。抗原定性検査キットの配付を希望する人は、総務部総務課に連絡してください。TEL:048(858)3005 E-mail:soumu@gr.saitama-u.ac.jp

【学生・教職員 各位】PCR 検査実施のご案内(8月4日更新) (saitama-u.ac.jp)

附属学校園の構成員にあっては、それぞれの学校園に備える抗原定性検査キットを使用してください。不足する場合は、総務部総務課に連絡してください。

- ・待機期間中は、学生、生徒、児童及び幼児にあつては学校保健安全法第19条に基づき出席停止となります。
- ・待機期間中は、常勤教職員にあつては特別休暇を取得してください。非常勤職員にあつては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。ただし、無症状の場合又は症状が軽く勤務に支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。

【附属学校園】

- ・その他、附属学校園にあつては、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たつての留意事項について（更新）」（令和4年3月17日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）に留意してください。

3.【学生】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
 - (1) 発症
 - (2) 発症2日目・3日目
 - (3) 発症4日目以降
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を確認した場合
又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
- ・上記に対する本学の対応

学 生	本 学 の 対 応
<p>【学生】 ○新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合 (1) 発 症 発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。</p> <p>① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は登校せず、自宅で待機し④以降の行動を取ってください。</p> <p>② 検温せずに登校した場合は、登校後速やかに各部局に備えてある非接触型体温計又は保健センターで検温してください。</p> <p>③ ②で熱がある場合及び学内で体調の異変に気付いた場合は、速やかに帰宅してください。授業中の場合は担当教員に、ゼミ、実験・実習中等の場合は、指導教員に断った上で速やかに帰宅し、④以降の行動を取ってください。</p> <p>④ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。 ・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30 ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人は</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>かかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9:00～22:00 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学保健センター 048-854-5356 <p>⑤ 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人（※）で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人</p> <p>埼玉県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。 <p>同システムによらず、指定医療機関</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30 年中無休</p> <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents) に電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>対応言語 英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>⑥ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍番号、所属学部・研究科等 ・所属学科・専攻・コース・専修等 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 ・研究室・ゼミ等名及び指導教員名 ・部活動・サークル名 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い（学校保健安全法第19条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該学生の状況が1. ④に該当する場合（症状が軽い場合） この段階では、状況把握に止まる。 ・当該学生の状況が1. ⑤に該当する場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該学生が学内において行動していた場合は、副学長（危機管理担当）は必要に応じて当該学生が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・ 症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・ 旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 <p>カ PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR 検査等の受検状況 ・ PCR 検査等の受検日時 ・ PCR 検査等の受検予定日 ・ PCR 検査等の受験結果 ・ PCR 検査等検査結果の判定日 ・ PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・ 大学への相談事項や連絡事項 <p>⑦ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知) 参照 <u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u> <u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>⑧ 研究室やゼミに所属している場合は、指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知) 参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み) ・ 報告を受けた指導教員は、当該学生に対しそ

学 生	本 学 の 対 応
<p>教員へ状況を報告してください。</p> <p>⑨ 以後、毎日2回（朝・夕）検温し、体温及び症状を記録してください。</p> <p>(2) 発症2日目・3日目</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも24時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 <p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。</p> <p>② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 登校可能となった旨を授業担当教員及び研究指導教員に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県受診・相談センター <p style="text-align: center;">048-762-8026</p> <p style="text-align: center;">受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む)</p> <p style="text-align: center;">9:00～17:30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県 	<p>の後における対応を指示する。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 2 4 時間 年中無休</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 受付時間 2 4 時間 年中無休 <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ感染症電話相談窓口 0 5 7 0 - 5 5 0 5 7 1 受付時間 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉大学保健センター 0 4 8 - 8 5 4 - 5 3 5 6 <p>② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人(※)で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 24時間 年中無休 <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5 受付時間 24時間 年中無休 <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 受付時間 24時間 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <p>③ 本学HPトップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告してください</p>	<p>・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。</p> <p>ア 当該学生に対し修学上不利にならない</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>い。</p> <p>④ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClassでの指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知) 参照 <u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u> <u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>⑤ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。</p> <p>(3) 発症4日目以降</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから登校してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも24時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 <p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、登校可との医師の診断が出てから登校してください。</p> <p>② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等</p>	<p>扱い(学校保健安全法第19条に基づく出席停止)とすることを伝える。</p> <p>イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。</p> <p>ウ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知) 参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み)</p> <p>・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>を励行してください。</p> <p>③ 登校可能となった旨を授業担当教員及び研究指導教員に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>埼玉県</p> <p>「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <p>・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター</p> <p>0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0</p> <p>受付時間 2 4 時間</p> <p>年中無休</p> <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p> <p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association)</p> <p>0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5</p> <p>受付時間 2 4 時間</p> <p>年中無休</p> <p>対応言語</p> <p>英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、イン</p>	

学 生	本 学 の 対 応
<p>ドネシア語、ネパール後、やさしい日本語</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <p>② 本学HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告してください。</p> <p>③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClassでの指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知) 参照 <u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u> <u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導</p>	<p>・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。</p> <p>ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い(学校保健安全法第19条に基づく出席停止)とすることを伝える。</p> <p>イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。</p> <p>ウ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知) 参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み)</p> <p>・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しそ</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>教員へ状況を報告してください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は次のとおり行動してください。</p> <p>① 保健所等から指示された療養期間が終了するまで登校禁止とします。</p> <p>② (診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も登校禁止とします。)</p> <p>③ 保健所等の指示に従い、療養に専念してください。</p> <p>④ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍番号、所属学部・研究科等 ・所属学科・専攻・コース・専修等 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 ・研究室・ゼミ等名及び指導教員名 ・部活動・サークル名 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 	<p>の後における対応を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い（学校保健安全法第19条に基づく出席停止）とすることを伝える。 イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。 ウ 濃厚接触者と思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。 エ 副学長（危機管理担当）、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合及び本学構成員に濃厚接触者がいない場合の対応 → 特別な対策は不要 ○当該学生が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合又は濃厚接触者と判定された本学構成員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 <ul style="list-style-type: none"> 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある

学 生	本 学 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 <p>カ PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受検結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 	<p>者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 一定期間研究室等を閉鎖 <p>○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と相談の上、次の措置を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間キャンパス閉鎖 ③ 一定期間研究室等を閉鎖 <p>○広報</p> <p>原則として、次の事項を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染者の年代、本学での身分 ② 行動履歴 ③ 濃厚接触者（の有無） ④ 本学の対応 <p>なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮した上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と擦り合わせる。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>⑤ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又はWebClassでの指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知)参照 <u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u> <u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>⑥ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。</p> <p>⑦ 治癒した場合</p> <p>ア 療養期間の終了について保健所等の指示に従ってください。</p> <p>イ 受講している授業の担当教員及び研究指導教員へ療養期間が終了した旨を報告してください。</p> <p>○検査キット等により、自身で新型コロナウイルス感染症感染者の陽性を確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合</p> <p>症状がある場合</p> <p>① 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向)後24時間経過するまで自宅療養してください。療養期間が終了するまで登校禁止とします。</p> <p>症状がない場合</p> <p>① 検体採取日から7日間が経過するまで自宅療養してください。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に自宅療養の解除が可能です。</p> <p>② 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p>	<p>・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知)参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み)</p> <p>・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。</p> <p>・総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱い(学校保健安全法第19条に基づく出</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍番号、所属学部・研究科等 ・所属学科・専攻・コース・専修等 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 ・研究室・ゼミ等名及び指導教員名 ・部活動・サークル名 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関以外(市販の検査キットや無料検査場等)の検査により陽性を確認した <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 授業、課外活動、会合及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触(発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触)した人の身分及び氏名等 ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触した 	<p>席停止)とすることを伝える。</p> <p>イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。</p> <p>ウ 濃厚接触者の疑いがあると思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。</p> <p>エ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間研究室等を閉鎖

学 生	本 学 の 対 応
<p>と思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報</p> <p>力 PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 <p>③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。 「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知)参照 <u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u> <u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。</p> <p>⑤ 療養が終了したら、受講している授業の担当教員及び研究指導教員へ療養期間が終了した旨を報告してください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 自宅待機等、保健所等の指示に従ってください。</p> <p>② 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。</p>	<p>・ 報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知)参照 (教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み)</p> <p>・ 報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。</p> <p>・ 総務課は学生から報告を受けた場合、次の対応をとること。 ア 当該学生に対し修学上不利にならない扱</p>

学 生	本 学 の 対 応
<p>(以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学籍番号、所属学部・研究科等 ・所属学科・専攻・コース・専修等 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 ・研究室・ゼミ等名及び指導教員名 ・部活動・サークル名 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示によりPCR検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 	<p>い (学校保健安全法第19条に基づく出席停止) とすることを伝える。</p> <p>イ 必要に応じて、当該学生からその他の情報を収集する。</p> <p>ウ 濃厚接触者の疑いがあると思われる人がいる場合は、当該者と連絡を取り、発症者との接触状況及び現在の体調の状況を確認する。</p> <p>エ 副学長(危機管理担当)、学長、理事、学務部学生支援課長、当該学生が所属する部局の長及び事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該学生が最後に構内に立ち入ってから72時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間研究室等を閉鎖

学 生	本 学 の 対 応
<p>授業、課外活動、会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 <p>有りの場合は、本学関係者の情報</p> <p>力 PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 <p>③ 受講している授業の担当教員へ状況を報告してください。報告方法は、シラバス又は WebClass での指示に従ってください。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について」(令和4年4月1日付教育機構長通知)参照</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症に係る本学及び授業担当教員への報告について(通知)</u></p> <p><u>How to report of COVID-19 (Route : To University and teachers) (saitama-u.ac.jp)</u></p> <p>④ 研究室やゼミに所属している場合は、指導教員へ状況を報告してください。</p> <p>⑤ その後の状況により、(2)発症2日目・3日目を降を参考に、該当するパターンに従って報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対しその後における授業の履修方法を指示する。 <p>「令和4年度の授業実施について」(令和4年3月18日付理事(教学・学生担当)通知)参照</p> <p>(教育企画課から全教員(非常勤講師を含む。)宛 E-mail を令和4年4月1日に送信済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告を受けた指導教員は、当該学生に対しその後における対応を指示する。

学 生	本 学 の 対 応
<p>告してください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所等による判定が出るまでの間、登校を禁止します。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。 ② 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。 <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者(健康観察対象者)として保健所等から特定された場合は、保健所等の指定する期間、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保健所等の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。 ② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所等へ連絡してください。 ③ 念のため授業、研究等学事以外の活動は自粛してください。 ④ 授業を受講する場合及び研究を行う場合は人との距離を十分確保するとともに、会話は控えてください。 	

4.【教職員】

- ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合
 - (1) 発症
 - (2) 発症2日目・3日目
 - (3) 発症4日目を以降
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合
- ・検査キットにより自身で新型コロナウイルス感染症の陽性を確認した場合
又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症感染者の接触者（健康観察対象者）として特定された場合
- ・中学校就学の始期に達するまでの子等が通う小学校等が臨時休業となった場合、又はその子が新型コロナウイルス感染症に感染した場合若しくは濃厚接触者に特定された場合

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>【教職員】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出た場合</p> <p>(1) 発 症</p> <p>発熱、咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は次のとおり行動してください。</p> <p>① 毎朝検温し、熱がある場合又は熱がない場合でも咳、全身倦怠感等、通常の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で待機してください。</p> <p>② 就業中の場合は、速やかに帰宅してください。</p> <p>③ 常勤教職員にあつては特別休暇を、非常勤職員にあつては年次休暇以外の休暇（有給）を取得してください。</p> <p>④ ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。また、常勤職員及び非常勤職員のうち、症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。</p> <p>⑤ 大学で対面授業を行っている教員については、万が一の感染症拡大防止の観点から特別休暇を取得し、当該授業を中止して療養に専念してください。</p> <p>⑨ 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30</p> <p>・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談 してください。かかりつけ医のいる人 はかかりつけ医に電話で相談してくだ さい。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 一般的な相談をしたいときは新型コ ロonavirus感染症電話相談窓口又 は最寄りの保健所に電話で相談して ください。</p> <p>・新型コロナ感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9:00～22:00 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住 する自治体の HP で確認の上相談してく ださい。</p> <p>・埼玉大学保健センター 048-854-5356</p> <p>⑦ 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪 寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅 覚障害などの症状がある場合」や「重症 化しやすい人(※)で発熱や咳といった 比較的軽いかぜの症状がある場合」はす ぐに、居住する自治体の案内に従って ください。</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人、妊娠している人 埼玉県</p> <p>・「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 9:00～17:30 年中無休</p> <p>外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に電話で相談してください。</p> <p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>対応言語 英 語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール後、</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p style="text-align: center;">やさしい日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <p>⑧ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbDにより、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・1. ⑥に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。 ・1. ⑦の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長（危機管理担当）は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の感染状況を時系列に報告 ・ 感染者との接触の有無 ・ 接触した感染者は大学関係者か否か ・ 接触した感染者である本学関係者の情報 ・ 自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・ 濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2週間以内での国内外の旅行歴 ・ 症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触（発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触）した人の身分及び氏名等 ・ 症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・ 旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 <p>カ PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR 検査等の受検状況 ・ PCR 検査等の受検日時 ・ PCR 検査等の受検予定日 ・ PCR 検査等の受験結果 ・ PCR 検査等検査結果の判定日 ・ PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・ 大学への相談事項や連絡事項 	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>(2) 発症2日目・3日目</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも24時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状も改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 <p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。</p> <p>② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL: 048-858-3928 E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感等の症状が続いている場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が軽い時は、通常の医療機関、居住する自治体の窓口又は本学保健センターに相談し、医師の指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 埼玉県受診・相談センターに電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県受診・相談センター 048-762-8026 受付時間 月曜日～土曜日 (祝日を含む) 	<p>・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p style="text-align: center;">9：00～17：30</p> <p>・埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター 0570-783-770 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>一般的な相談をしたいときは新型コロナウイルス感染症電話相談窓口又は最寄りの保健所に電話で相談してください。</p> <p>・新型コロナ感染症電話相談窓口 0570-550571 受付時間 9：00～22：00 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してください。</p> <p>・埼玉大学保健センター 048-854-5356</p> <p>② 「咳、息苦しさ、全身倦怠感、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、喉の痛み、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合」や「重症化しやすい人で発熱や咳といった比較的軽いかぜの症状がある場合」はすぐに、居住する自治体の案内に従ってください。</p> <p>埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 24時間 年中無休 <p>外国人の人は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 0 4 8 - 7 1 1 - 3 0 2 5 受付時間 24時間 年中無休 <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都</p> <p>東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都発熱相談センター 0 3 - 5 3 2 0 - 4 5 9 2 受付時間 24時間 年中無休 <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体の HP で確認の上相談してく</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>ださい。</p> <p>③ 引き続き特別休暇等を取得してください。</p> <p>④ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。</p> <p>(3) 発症4日目以降</p> <p>1) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を含め、薬剤を内服しない状態で体調が完全に回復した場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 症状が改善してきた場合は、次に記載の3点全てを満たしてから出勤してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも24時間解熱剤の使用なく発熱が治まり、咳や息切れなどの症状改善している。 ・症状が出てから1週間経過している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ・2. 2) ①に該当する報告（症状が軽い場合）を受けた場合 この段階では、状況把握に止まる。 ・2. 2) ②の症状に該当する報告を受けた場合 報告を受けた時点から起算して72時間以内に当該教職員が学内において行動していた場合は、副学長は必要に応じて当該教職員が立ち寄った場所を所管する部局に対して、必要な部屋の閉鎖及び必要な共有部分の消毒を行うよう指示すると共に、必要に応じて総合技術支援センター長に対し消毒作業の協力を求める。 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>ただし、インフルエンザ等他の感染症に罹患した場合は、出勤可との医師の診断が出てから出勤してください。</p> <p>② 当面の間は、手洗い、及び咳エチケット等を励行してください。</p> <p>③ 出勤可能となった旨を埼玉大学総務部総務課 TEL: 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8 E-mail: soumu@gr.saitama-u.ac.jp に報告してください。</p> <p>2) 依然として発熱、咳、全身倦怠感などの症状が続いている(解熱剤を飲み続けなければならぬ場合を含む)場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 居住する自治体の案内に指示に従ってください。</p> <p>埼玉県 「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」(https://flu-search.pref.saitama.lg.jp) から希望する指定医療機関を検索し、事前に電話相談したうえで受診してください。</p> <p>同システムによらず、指定医療機関を電話で確認したいときは埼玉県受診・相談センターに相談してください。</p> <p>・埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0 5 7 0 - 7 8 3 - 7 7 0 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>外国人留学生は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン (Coronavirus Hotline for Foreign Residents)に相談してください。</p>	<p>・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・埼玉県国際交流協会 (Saitama International Association) 048-711-3025 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>対応言語 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、やさしい日本語</p> <p>東京都 東京都発熱相談センターに電話で相談してください。かかりつけ医のいる人はかかりつけ医に電話で相談してください。</p> <p>・東京都発熱相談センター 03-5320-4592 受付時間 24時間 年中無休</p> <p>埼玉県、東京都以外に居住する人は、居住する自治体のHPで確認の上相談してください。</p> <p>② 引き続き特別休暇等を取得してください。</p> <p>③ 本学HPトップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbDにより、必要に応じて追加報告をしてください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、次のとおり行動してください。</p> <p>① 保健所等から指示された療養期間が終了するまで就業禁止とします。</p> <p>② 診断が確定に至らず経過観察を指示された</p>	<p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>場合も就業禁止とします。</p> <p>③ 保健所等の指示に従い、療養に専念してください。</p> <p>④ 引き続き特別休暇等を取得してください。</p> <p>⑤ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。 ※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合及び本学関係者に濃厚接触者がいない場合の対応 → 特別な対策は不要 ○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合又は濃厚接触者として判定された本学関係者が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 <p style="margin-left: 20px;">消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> ② 一定期間関連する部屋を閉鎖 ○感染者が多数出た場合は、さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と相談の上、次の措置を取る。 <ol style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 <p style="margin-left: 20px;">消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> ② 一定期間キャンパス閉鎖 ③ 一定期間関連する部屋を閉鎖 ○広報

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>・2週間以内での国内外の旅行歴</p> <p>・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴</p> <p>会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触(発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触)した人の身分及び氏名等</p> <p>・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴</p> <p>立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等</p> <p>・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無</p> <p>有りの場合は、本学関係者の情報</p> <p>カ PCR 検査等</p> <p>・PCR 検査等の受検状況</p> <p>・PCR 検査等の受検日時</p> <p>・PCR 検査等の受検予定日</p> <p>・PCR 検査等の受検結果</p> <p>・PCR 検査等検査結果の判定日</p> <p>・PCR 検査等検査結果の判定予定日</p> <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <p>・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容</p> <p>・大学への相談事項や連絡事項</p> <p>⑥ 経過報告</p> <p>ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。</p> <p>イ 引き続き保健所等の指示に従い、療養に専念してください。</p> <p>⑦ 治癒した場合</p>	<p>原則として、次の事項を公表する。</p> <p>① 感染者の年代、本学での身分</p> <p>② 行動履歴</p> <p>③ 濃厚接触者(の有無)</p> <p>④ 本学の対応</p> <p>なお、公表内容等は個人情報の保護に配慮した上で必要に応じて、さいたま市の衛生主管部局(さいたま市保健所疾病予防対策課感染症策係)と擦り合わせる。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、副学長(危機管理担当)、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>ア 療養期間の終了について保健所等の指示に従ってください。</p> <p>イ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、追加報告をしてください。</p> <p>○検査キット等により、自身で新型コロナウイルス感染症感染者の陽性を確認した場合又は無料検査場で陽性の結果を受け取った場合</p> <p>症状がある場合</p> <p>① 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向）後24時間経過するまで自宅療養してください。療養期間が終了するまで就業禁止とします。</p> <p>症状がない場合</p> <p>① 検体採取日から7日間が経過するまで自宅療養してください。なお、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に自宅療養の解除が可能です。</p> <p>② 特別休暇等を取得してください。</p> <p>③ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。（以下コロナ報告フォーム入力事項）</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p>	<p>・総務課は、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>・所属する部局の窓口に来たら、種々相談を受けるとともに、今後の対応について説明する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関以外(市販の検査キットや無料検査場等)の検査により陽性を確認した エ 症状報告・感染経路 <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 オ 旅行歴・行動歴 <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学内での行動歴 会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触(発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触)した人の身分及び氏名等 ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 カ PCR 検査等 <ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 	<p>時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 構内の関連箇所を消毒 <ul style="list-style-type: none"> 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照 ② 一定期間関係する部屋を閉鎖

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 <p>④ 経過報告</p> <p>ア 可能な状況であれば、陽性と判定された後の経過を本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、必要に応じて追加報告をしてください。</p> <p>イ 引き続き保健所等の指示に従い、療養に専念してください。</p> <p>⑤ 治癒した場合</p> <p>本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、追加報告をしてください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者として特定された場合は、次のとおり行動してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅待機等、保健所等の指示に従ってください。 ② 常勤教職員にあつては特別休暇を、非常勤職員にあつては年次休暇以外の休暇(有給)を取得してください。 ③ ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。 <p>また、常勤職員及び非常勤職員のうち、無症状の場合又は症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>宅勤務を行ってください。</p> <p>④ 本学 HP トップページコロナ報告フォーム https://forms.office.com/r/yy6HP13zbD により、下記の事項を報告してください。 (以下コロナ報告フォーム入力事項)</p> <p>ア 基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属 ・氏名、年齢、性別 ・電話番号、メールアドレス、現住所 <p>イ 現在の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温、体調 <p>ウ 報告内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を疑わせる症状が出ている ・医療機関や保健所の指示により PCR 検査を受検した又は受検予定 ・自治体や保健所から濃厚接触者に特定された ・その他 <p>エ 症状報告・感染経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内に新型コロナウイルスの感染を疑うような自覚症状の有無 ・自覚症状が現れてからの推移を時系列に報告 ・同居する家族等の感染の有無 ・家族の感染状況を時系列に報告 ・感染者との接触の有無 ・接触した感染者は大学関係者か否か ・接触した感染者である本学関係者の情報 ・自治体や保健所による濃厚接触者の特定の有無 ・濃厚接触者に特定された場合、連絡のあった保健所名 <p>オ 旅行歴・行動歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2週間以内での国内外の旅行歴 <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの大学 	<p>・総務課は、当該教職員に対し就業上不利にならない扱いとすることを伝えるとともに、副学長（危機管理担当）、学長、理事、当該教職員が所属する部局の課長・室長・事務長、保健センター長に速やかに状況を報告する。</p> <p>※ 個人情報保護の観点から、上記の情報を扱う者は必要最小限に止めること。</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間以上経過している場合の対応 → 特別な対策は不要</p> <p>○当該教職員が最後に構内に立ち入ってから 72 時間が経過していない場合の対応 → 必要に応じて次の措置を取る。</p> <p>① 構内の関連箇所を消毒 消毒については「16. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について」を参照</p> <p>② 一定期間関係する部屋を閉鎖</p>

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>内での行動歴</p> <p>会合、及び立ち寄った場所における活動状況、並びに濃厚接触(発症2日前以降、1メートル以内で15分以上接触)した人の身分及び氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症状発生の2日前又は感染者と濃厚接触したと推定される日から現在までの学外での行動歴 立ち寄った場所及び濃厚接触した本学関係者の身分、氏名等 ・旅行歴、行動歴中にあなたが濃厚接触したと思われる本学関係者の有無 有りの場合は、本学関係者の情報 <p>カ PCR 検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の受検状況 ・PCR 検査等の受検日時 ・PCR 検査等の受検予定日 ・PCR 検査等の受験結果 ・PCR 検査等検査結果の判定日 ・PCR 検査等検査結果の判定予定日 <p>キ 指示内容・連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や保健所への相談状況や受けた指示内容 ・大学への相談事項や連絡事項 <p>⑤ その後の状況により、(2)発症2日目・3日目以降を参考に、該当するパターンに従ってください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者の疑いのある者は、保健所等による判定が出るまでの間、出勤を禁止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅待機中は常勤教職員にあつては特別休暇を、非常勤職員にあつては年次休暇以外の休暇(有給)を取得してください。 ② ただし、症状が軽く特別休暇を取得するまでもないと判断する教員は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。以後、 	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>体調・症状の変化により遠隔授業を継続することが困難と判断する場合には、当該遠隔授業を中止して特別休暇を取得し、療養に専念してください。</p> <p>また、常勤職員及び非常勤職員のうち、無症状の場合又は症状が軽い場合で勤務することに支障が無いと本人が判断する場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者又は濃厚接触者の疑いのある者と濃厚に接触した可能性のある者として大学から特定された場合は、大学から解除の連絡があるまでの間、次のとおり行動してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 念のため業務以外の活動は自粛してください。 ② 就業中は人との距離を十分確保してください。 <p>○新型コロナウイルス感染症感染者の接触者(健康観察対象者)として保健所等から特定された場合は、保健所等の指定する期間、次のとおり行動してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健所等の指示に基づき、毎日注意深く健康チェックを実施してください。 ② 気になる症状が現れたときには、必ず速やかに保健所等へ連絡してください。 ③ 念のため授業、業務以外の活動は自粛してください。 ④ 就業中は人との距離を十分確保してください。 <p>○中学校就学の始期に達するまでの子又は特別支援学校若しくは特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、小学校等の臨時休業若しくは小学校等から登校を控えるよう指示があった場合又は</p>	

教 職 員	本 学 の 対 応
<p>その子が新型コロナウイルス感染症に感染した若しくは濃厚接触者と特定されたことに伴い、その子の養育のためやむを得ず勤務できない場合</p> <p>① 常勤教職員にあつては特別休暇を、非常勤職員にあつては年次休暇以外の休暇(有給)を取得してください。</p> <p>② ただし、教員のうち状況が許す場合は、遠隔授業により授業を継続することを可とします。</p> <p>また、常勤職員及び非常勤職員のうち、状況が許す場合は、休暇を取得せず監督者に申し出て在宅勤務を行ってください。</p>	

5. 入構(学生)

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部室等のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。 (寒い時期を除く。)
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。ただし、指導教員から研究活動を許可された者、学生生活支援室長から課外活動を許可された者、図書館を利用する者及び教職員から呼び出しを受けた者は入構を認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・大学が定める期間、大久保キャンパスへの入構を禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

6. 授業(学生・教員)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 講義室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密接した会話や発声は避ける。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、講義室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・対面授業を原則とする。ただし、教育効果が認められるものについては、オンラインを活用した遠隔授業（ZOOM 又は WebClass を利用したリアルタイム方式及びオンデマンド方式）も可とする。 ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。※詳細は理事（教学・学生担当）通知による。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・授業は、実験、実習、実技を含め、原則オンラインを活用した遠隔授業とする。ただし、授業担当教員が引き続き対面による授業が必要と判断する場合は、対面授業を継続する。 ・授業の具体的な実施形態は、教育企画室会議で審議・決定する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての授業をオンラインを活用した遠隔授業とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

7. 研究(学生)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・学内に感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、研究中、誰が同じ空間にいたか各自記録する。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、実験等は中止 ただし次に掲げる場合で、指導教員が必要と認めるときは、この限りでない。 ア 修了予定の博士前期課程及び博士後期課程の学生並びに卒業予定の学士課程の学生が行う実験等 イ 研究に使用する生物の維持・管理の補助 ウ 液体窒素・液体ヘリウム等の補給のための装置等の維持・管理の補助 エ 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理の補助 オ 研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理の補助 カ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策補助
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・レベル3に同じ。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・実験等は中止

8. 課外活動(学生)

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の活動は基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生を徹底する）を徹底した上で通常どおり。 ・課外活動施設等の利用は制限することがある。 ・学内における学外者の活動は制限することがある。 ・学外での活動は制限することがある。 ※詳細は学生生活支援室長通知による。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・学内外における課外活動は禁止する。ただし、顧問を経て学生生活支援室長が特に必要と認めた場合は許可する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・学内外における課外活動は禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

9. 研究(教員・研究員等)

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上、通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉空間にしない。 研究室、実験室内に空気の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にする。換気回数は毎時2回以上確保する。 ・密集しない。 ・手洗いなどの手指衛生を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、研究室・実験室のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。）
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・実験室、研究室への立ち入りは、現在進行中の実験、研究の継続に必要な関係者とし、当該実験室等を管理する教員が許可した必要最小限の者のみとする。 ・学内外におけるシンポジウム、カンファレンス、セミナー、学会の開催、参加は中止する。 ・ディスカッションは、オンライン方式で行うことを推奨する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、実験は中止 ただし次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 研究に使用する生物の維持・管理 イ 液体窒素・液体ヘリウムの補給のための装置等の維持・管理 ウ 毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理 エ 研究に必要な基幹インフラ（実験装置・設備、情報システムなど）の稼働・維持・管理 オ 研究活動を継続する上での各種安全確保対策
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

10. 国内出張(教職員)

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底した上で認める。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・原則禁止 ただし、必要がある場合は所属する部局長の判断により認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・禁止
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

11. 海外渡航・派遣(教職員、学生)

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0		・通常どおり。
レベル1	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「十分注意してください。」	・感染症危険情報に留意の上、通常どおり。
レベル2	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「不要不急の渡航はやめてください。」	・日本国、当該国・地域における外務省の感染危険情報及び当該国（受入機関）の対応状況に基づいて行動する。
レベル3	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「渡航は止めてください。」 (渡航中止勧告)	・レベル2に同じ。
レベル4	当該国・地域における外務省の感染症危険情報に基づく 「退避してください。渡航は止めてください」 (待避勧告)	・渡航禁止

12. 会議・式典

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、会場のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・感染者が発生した際に、濃厚接触者を特定する作業に備えるため、会議・式典中、誰がどの席に座ったか、着座位置を記録する。 ・着座位置の記録は、担当課が保管する。 ・開催方法（対面・リモート等）は、会議にあっては議長、式典にあっては主催者の判断による。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な式典・会議は中止又は延期する。 ・会議は、可能な限りオンライン会議とする。 ・上記によりがたい場合は、所属する部局長の判断により認める。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・式典は中止する。 ・会議はオンラインのみとする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

13. 事務職員・技術職員

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止対策（三つの密を徹底的に避ける、人と人との距離を確保する、手洗いなどの手指衛生）を徹底する。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室として利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・始業6時30分、終業19時15分の間で時差出勤を推奨する。 ・可能な限り在宅勤務とする。 ・入退室の際、ドアノブに触れないよう、部屋のドア、建物の出入り口は可能な限り開放状態にする。（寒い時期を除く。） ・空いている会議室等を執務室として利用するなど、密度を下げる工夫をする。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・可能な限り在宅勤務とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市の衛生主管部局（さいたま市保健所疾病予防対策課感染症対策係）と十分協議の上決めることとなるが、場合によっては大久保キャンパスの一部又は全部を閉鎖する。 ・感染状況・感染場所に応じて教職員の一部又は全員を在宅勤務とする。期間はさいたま市保健所との協議に基づき決定する。

14. 附属学校園

リスクレベル	判定の目安	対応策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、一部で時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、時差登校・授業短縮等を実施する。関係者には、各学校園から連絡する。 ・部活動は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月10日文部科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知）を参考に活動を制限する。 ・教職員の時差出勤を推奨する。 ・職員は、可能な限り在宅勤務とする。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な期間、臨時休校・休園とする。 ・教職員の一部又は全員を一定期間在宅勤務とする。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

15. 学外者

リスクレベル	判定の目安	対 応 策
レベル0	海外で新型コロナウイルスが発生しているが、国内で発生していない状況	・通常どおり。
レベル1	1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）以外の国内地域で感染が確認	・感染防止に留意の上通常どおり。
レベル2	1都3県で感染が確認され、感染が拡大している（拡大する恐れのある）状況又は感染が収束しない状況	・手指衛生をお願いする。
レベル3	政府による「緊急事態宣言」の発出に基づき、埼玉県知事が「緊急事態措置」を発出	・郵便局及び宅配業者並びに工事業者等、本学が必要と認める者以外の入構を禁止する。
レベル4	学内で感染拡大の恐れのある状況	・すべての学外者の入構を禁止する。
レベル5	学内における感染拡大の状況、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に判断した結果、感染爆発の恐れのある状況	・レベル4に同じ。

16. 個人情報保護について

構成員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における学内連絡及び学外機関への情報提供に当たっては、個人医療情報の有する特殊性を認識し、感染者に不利益を生じさせることのないよう、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の遵守及び感染者の人権等に十分配慮するものとする。

なお、この趣旨を踏まえ、学内連絡及び学外機関等への情報提供を担当する者は必要最小限の範囲に止めるものとする。

17. 新型コロナウイルス感染者または感染の疑いのある者が接触した可能性がある場所の消毒について

新型コロナウイルス感染者または感染の疑いがある者が発生し構内を消毒する必要がある場合は、当該建物を管理する部局の教職員が消毒作業に当たることとするが、必要に応じて副学長（危機管理担当）の要請に基づき、総合技術支援センターが協力して消毒作業に当たることとする。なお、消毒を行う者の選出に当たっては、高齢の同居家族がいる、持病があるなどの事情を考慮する。

1. 消毒場所

- ① 感染者または感染の疑いのある者の最後の構内使用から72時間以内であり、感染者が通過、または接触したと思われる場所（活動した研究室があるフロアの廊下など共用スペースのドアノブや水道の蛇口等）
- ② 感染者または感染の疑いのある者が実験やデスクワークなどで長時間滞在し、ウイルスが多く存在する可能性が高いと思われる部屋については、清掃や消毒はせずに72時間以上閉鎖する。

2. 消毒時の身支度や消毒の方法

消毒作業に必要な道具（防護用レインコートや使い捨て手袋、消毒用エタノールなど）が必要な場合は、総務課（内3121）へ連絡する。

(1) 服装

- ・用意されたマスクと手袋、保護メガネ（ゴーグル）を使用する。防護服、または防護用レインコートを着用する。
- ・マスクは、不織布マスクでよい。手袋は厚手のゴム手袋、またはニトリル手袋を使用する。
- ・エタノールまたは薄めた次亜塩素酸ナトリウムを染みこませた雑巾などを踏むことで靴底を消毒するか、靴カバーをはめる。

(2) 消毒液

消毒液（エタノール）をスプレーボトルに入れて使用する。

(3) 消毒場所

- ① 廊下の床
- ② 廊下に面した扉のノブ
- ③ ラウンジ等共用場所のテーブル、椅子
- ④ 電灯のスイッチやエレベーターのボタン
- ⑤ 階段の手すり

(4) 手順

- ① まず換気を行う。換気扇を作動し、扉や窓を開け、1時間ほど換気する。（浮遊しているエアロゾルを追い出すため）。その後、窓を閉め15分ほどおいてから消毒作業を開始する（残留している浮遊エアロゾルを沈降させるため）。
- ② 床に消毒液を吹き付けて、抗菌シートやアルコールを染みこませたシートのついたモップで一方向にゆっくりと拭く。拭いていないところは歩かないようにする。

※ 一方向に拭くのは、ウイルスを拡げないため。

- ③ ドアノブ等を拭く。拭き方は以下のとおり。
- ・厚手のペーパータオルに消毒液をたっぷり吹き付け、一方向に拭き取る。
 - ・直接吹き付けられる場所はたっぷり吹き付けてから拭き取る。
- ④ 拭き取ったペーパータオルやシートは、ウイルスが付着していると思われる面に触れないようにしてゴミ用ビニール袋に捨てる。
- (5) 作業後の片付け
- 靴カバーを使用した場合は、最初に靴カバーをはずしビニール袋に捨てる。使用しない場合は、消毒液を染み込ませたペーパータオル等を踏んで靴底を消毒する。
- ① 手袋のはずし方
- 片方の手袋の外側をつかむ。 → 中表になるようにはずし、手袋をはめた手に持つ。
→ はめた手袋の下に指を入れて、中表になるようにはずす。 → 手指を消毒する。
- ② 防護服の脱ぎ方
- 内側をつかんで片袖ずつ脱ぎ、外側に触れないようにしながら丸める。
→ ゴミ用のビニール袋に捨て、手指を消毒する。
- ③ ゴーグルのはずし方
- ゴーグル表面に触れないように柄の部分だけを持ってはずす。 → 手指を消毒する。
- ④ マスクのはずし方
- ひもの部分を持ってはずし、ビニール袋に捨てる。 → 手指を消毒する。
- ※ 汚染されたものが入ったビニール袋は、屋外で人のいない方に口を向け、空気を静かに抜き、しっかりと口を閉じたのち、ゴミ捨て場に捨てる。

作業後はすみやかに石けんで手を洗うか、エタノールでしっかりと手指を消毒する。